



法規関係 > 企業内容等の開示に関する内閣府令

文字サイズ: 小 中 大 未施行を表示する 企業内容等の開示に関する内閣府令 第1条 定義 第1条の2 有価証券信託受益証券 第2条 届出を要しない有価証券の募集又は売出し 第2条の2 適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会社の代理人 第2条の3 法第4条第2項に違反した譲渡の通知義務 第2条の4 届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘 第2条の5 特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲 第2条の6 特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等

企業内容等の開示に関する内閣府令

基準日：平成31年3月4日

公表：昭和48年1月30日大蔵省令第5号

最終改正：平成31年1月31日内閣府令第3号

(定義)

第1条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 有価証券 [金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項](#)に規定する有価証券及び[同条第2項](#)の規定により有価証券とみなされる権利のうち、次に掲げるもの（[法第5条第1項](#)（[法第27条](#)において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定有価証券に該当するものを除く。）をいう。
 - イ [金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「令」という。）第2条の8](#)に規定するもの
 - ロ [法第2条第1項第5号](#)に掲げるもの
 - ハ [法第2条第1項第7号](#)に掲げるもの
 - ニ [法第2条第1項第9号](#)に掲げるもの
 - ホ [法第2条第1項第17号](#)に掲げるものであつて、イに掲げる有価証券の性質を有するもの
 - ヘ [法第2条第1項第17号](#)に掲げるものであつて、[同項第5号](#)、[第7号](#)又は[第9号](#)に掲げる有価証券の性質を有するもの